

郵便投票についての注意事項

1 郵便投票の方法

①「投票用紙」に投票したい候補者1人の氏名を記載してください。

※次のような記載は、無効票となる場合があります。

- ・候補者でない者の氏名を記載したもの
- ・二人以上の候補者名を記載したもの
- ・候補者氏名のほかに他のことを記載したもの（ただし、同姓同名の候補者がある場合は、寺院名等の区別できる記載をすることは認められる）
- ・候補者の氏名を記載しないもの
- ・候補者の氏名を確認し難いもの

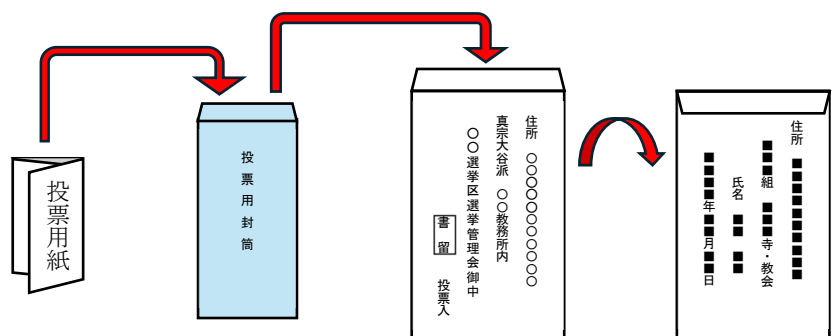
②記入した投票用紙を「投票用封筒」に入れて封（糊付け）をしてください。

③投票用紙を封入した投票用封筒を、「郵便用封筒」に入れて封（糊付け）をし、封筒の裏面に住所、氏名、所属の組、寺院・教会の名称、封入年月日を記載してください。

※郵便投票をするための郵便は、選挙人1人につき1通と定められています。1つの郵便用封筒に、複数人の投票用封筒を入れた場合は無効となります。

④下記期限までに選挙管理会に到着するように、「書留郵便（書留速達又は簡易書留）」で送付してください。なお、書留郵便で送付できない地域に居住する場合は、選挙管理会にご相談ください。

■期限：2025年9月15日（月）午後5時 必着



2 注意事項

次のような場合は、無効となる恐れがありますので、ご注意ください。なお、郵便投票に関して不正が判明したときは、懲戒の対象となる場合があります。

- ①投票用紙への記載や送付の手続きについて、選挙人本人が行わなかった場合（ただし、身体の故障により記載及び送付手続きができない場合は、他の者の代行が認められています）。
- ②投票用封筒に投票用紙以外のものを入れた場合。
- ③郵便用封筒に投票用紙の入った投票用封筒以外のものを入れた場合。
- ④到着期限までに到着しなかった場合。
- ⑤所定の郵便用封筒を用いなかった場合。
- ⑥書留郵便で送付可能な地域に居住する者が書留郵便以外の方法で送付した場合。
- ⑦郵便用封筒に発信人の氏名等の記載がない場合や、氏名が判明し難い場合。
- ⑧1つの郵便用封筒に複数人の発信人の氏名を記載した場合。

以 上